「山口県社会的養育推進計画」の概要

第1章 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

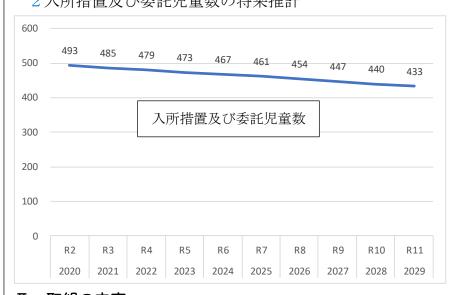
「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、現行の「家庭的養護推進計画(2015年度~2029年度)」を改定し、「社会的養育推進計画」として策定する。

2 計画の期間

令和2年度~令和11年度までの10年間

第2章 計画の内容

- I 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み 2 入所措置及び委託児童数の将来推計



Ⅱ 取組の内容

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

- (1)子どもの意見をできるだけ反映した支援の提供や方針決定
- (2)一時保護中、施設入所中の子どもの権利擁護

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- (1)子ども家庭総合支援拠点の全市町設置に向けた支援
- (2)要保護児童対策地域協議会への支援
 - 市町職員向け研修の充実
 - ・児童相談所職員による市町へのスーパーバイズ
- (3)児童家庭支援センターの市町支援機能の強化

3 里親等への委託の推進に向けた取組

- (1)民間のフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)の設置による包括的な支援体制の構築
- (2)児童相談所における里親支援体制の強化

4 パーマネンシー保障(永続的解決)としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- (1)児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制の充
- (2)民間あっせん機関やフォスタリング機関との連携

5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機 能転換に向けた取組

- (1)小規模かつ地域分散化の促進
 - ・「できる限り良好な家庭的環境」とするため、小規模グループケア(分園型)、地域小規模児童養護施設などの本体施設敷地外での施設整備を支援
- (2)高機能化の促進
 - ・ケアニーズが高い子どもの養育体制の充実、入所している子どもの早期の家庭復帰や里親委託、養子縁組等の取組の推進
- (3)多機能化・機能転換の促進
 - ・レスパイト・ケアなど里親支援機能の強化、市町と連携 した在宅支援等の取組を支援
- (4)人材育成等の支援
 - ・小規模かつ地域分散化や高機能化を担う専門性のある施 設職員の確保・育成を支援

6 一時保護改革に向けた取組

- (1)権利擁護の推進
 - ・子どもの意見表明権への配慮
- (2)外出、通信、面会、行動等に関する制限
 - ・閉鎖的環境での一時保護を必要最小限にする取組
 - ・ 学習権の保障
- (3)被措置児童等虐待の防止
- (4)子ども同士の暴力等の防止
- (5)特別な配慮が必要な子どもへの対応
- (6)一時保護の環境及び体制整備等
 - ・里親への一時保護委託の推進
 - 一時保護専用施設の整備
 - ・里親や施設職員の専門性の確保

7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- (1)代替養育中から自立のための支援を充実
 - ・当事者の意見を反映し、代替養育中の自立のための養育、 進路保障、地域生活における継続的な支援の推進
- (2)代替養育の枠組から離れる18歳以降の者への支援の充実
- 自立支援資金貸付事業の利用促進

8 児童相談所の強化に向けた取組

- (1)職員配置
 - 児童福祉司の計画的な増員
 - ・他の児童福祉司の指導及び教育を行うスーパーバイザー の適切な配置
 - 里親養育支援児童福祉司の配置
 - ・児童心理司の増員

(2)機能強化

- ・一時保護等の介入を行う職員と支援を行う職員の分離
- ・常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行 える体制の整備
- ・各児童相談所への医師及び保健師の配置
- (3)人材の育成・確保
 - ・専門職の人材確保のための採用活動の強化
 - ・児童相談所職員に対する研修の充実
- (4)児童虐待の防止のための関係機関等との連携の強化

主な指標

計画の進捗状況の定期的な点検や評価を行うため 14 の指標を設定

- ・代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ・市町子ども家庭総合支援拠点の設置市町数
- ・里親等への委託率
- ・里親等委託子ども数
- 登録里親数
- ファミリーホーム数
- ・施設での養育が必要な子ども数
- ・小規模かつ地域分散化された施設数
- ・一時保護子ども実人員
- ・一時保護委託子ども実人員
- ・児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数

第3章 計画の推進体制

社会的養育推進計画策定委員会を改組し、進捗管理を行う。